

報道関係者 各位

令和2年9月29日

【照会先】

中央労働委員会事務局

個別労働関係紛争業務支援室

室長 田尻 智幸

支援官 松野 明広

(直通電話) 03(5403)2181

## 10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です

～労働相談会や出前講座、セミナーなどを全国で開催～

中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、集中的な周知・広報を実施しています。

今年度は、主に、以下のような取組を行います。また、昨年に引き続きTwitter、Facebookによる情報発信を行い、周知・広報の充実を図ります。

### 1 実施期間

令和2年10月1日（木）から10月31日（土）までの1か月間

### 2 主な取組

「ご存じですか？労働委員会～雇用のトラブルまず相談～」などをキャッチフレーズに、全国各地で労働相談会や出前講座、セミナーなどを開催します。（各労働委員会により実施内容が異なります。詳細は別紙1～4参照）

#### (1) 都道府県労働委員会

- ① 労働相談会の開催
- ② 街頭宣伝活動の実施
- ③ 出前講座、セミナーなどのイベント
- ④ 車内広告の掲載、地元メディアへの出演 など

#### (2) 中央労働委員会

- ① 労使関係セミナーの開催
- ② SNS (Twitter) による情報発信 (イメージは別紙4参照)
- ③ 商業施設におけるポスター掲示等による制度周知

### 都道府県労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の特色

労働者個人と事業主の間で起きた職場でのトラブルを、労働問題の専門家であり公益、労働者、使用者を代表する「あっせん員」が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援しています。

別紙1 「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間における各道府県労働委員会別取組予定（令和2年度）

別紙2 労働相談会の開催一覧、街頭宣伝活動の実施一覧

別紙3 「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

別紙4 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係るSNS情報発信イメージ

参考1 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱（抄）

参考2 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

## 「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間における各道府県労働委員会別取組予定(令和2年度)

| 取組<br>労働委員会 | 労働<br>相談<br>会<br>(※1) | 街頭<br>宣伝<br>活動<br>(※1) | 出前講<br>座等<br>の<br>イベント<br>(※1) | SNSに<br>よる情<br>報発信<br>(※2) | 記者<br>会見 | 地元<br>TV<br>出演 | マスコ<br>ミ依<br>頼 | 自治体<br>依<br>頼 | 団体<br>依<br>頼 | 労働委<br>員会<br>ホーム<br>ページ<br>掲載 | メールマ<br>ガジン<br>掲載 | 広告<br>掲載 | その他<br>特記事項  |
|-------------|-----------------------|------------------------|--------------------------------|----------------------------|----------|----------------|----------------|---------------|--------------|-------------------------------|-------------------|----------|--|
| 北海道         |                       | ○                      | ○                              | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        |  |
| 青森          | ○                     |                        |                                | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             | ○                 |          |  |
| 岩手          | ○                     | ○                      |                                | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        |  |
| 宮城          |                       |                        |                                |                            |          |                |                | ○             | ○            | ○                             | ○                 |          |  |
| 秋田          |                       |                        |                                |                            |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   |          |  |
| 山形          | ○                     | ○                      | ○                              | ○                          | ○        | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             | ○                 | ○        |  |
| 福島          | ○                     |                        |                                | ○                          |          | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             | ○                 | ○        |  |
| 茨城          | ○                     |                        |                                | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   |          | 労働相談会をこれまで実施していなかった地域で実施する。  |
| 栃木          |                       |                        |                                |                            |          |                |                |               | ○            |                               |                   |          | 路線バスのフロントグリルに幕を掲示する。   |
| 群馬          |                       |                        | ○                              | ○                          |          | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   |          |  |
| 埼玉          |                       |                        |                                |                            |          |                |                |               | ○            | ○                             |                   | ○        |  |
| 千葉          | ○                     |                        |                                |                            |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             | ○                 |          | 特になし   |
| 新潟          | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        | ・労働相談会でweb会議システムを活用したオンライン相談を一部導入予定。<br>・あっせんや労働相談会の周知に、昨年度はFacebook・Instagramを活用したが、今年度はTwitterを活用予定。   |
| 山梨          | ○                     | ○                      | ○                              | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        | ・初の取組として、委員による出張労働相談会と労働委員会パネル展を開催する。<br>出張労働相談会は、県立図書館、商業施設(2か所)で、計5回開催する予定。<br>パネル展は、あっせん制度や労働委員会の周知を図るパネルを作成し、県立図書館において開催する。<br>・県立図書館と連携し、「働く人のトラブル解決」をテーマとする図書館所蔵資料(図書・雑誌)の展示を行う。 |
| 長野          |                       |                        | ○                              | ○                          |          | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        | ・ポケットティッシュに携帯用アルコール除菌ジェルを添付し、県の現地機関等に配置  |
| 静岡          |                       |                        | ○                              | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             | ○                 | ○        |  |
| 富山          | ○                     |                        |                                | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        |  |
| 石川          | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          | ○              | ○              |               | ○            | ○                             |                   | ○        |  |
| 福井          | ○                     |                        |                                | ○                          |          | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             | ○                 | ○        | ・相談者の利便性の向上のため、今年度より、夜間労働相談会の会場を県庁内会議室から福井市内の公民館に変更した。<br>・労働相談会告知用のチラシに加えて、個別労働関係紛争のあっせん制度周知用のチラシを作成し、併せて配布することとした。<br>・求人関係のウェブマガジンのページ上に、労働委員会のバナーを掲載。                              |
| 岐阜          |                       |                        |                                |                            |          |                | ○              |               | ○            | ○                             |                   |          | 2020年版岐阜県民手帳への掲載   |
| 愛知          |                       |                        |                                |                            |          |                |                | ○             | ○            | ○                             | ○                 |          | 県広報への掲載  |
| 三重          |                       |                        |                                |                            |          |                | ○              |               | ○            | ○                             |                   |          |  |
| 滋賀          | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        |  |
| 京都          |                       |                        |                                | ○                          |          |                |                | ○             | ○            | ○                             | ○                 | ○        |  |
| 奈良          | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        | 休日・夜間労働相談会として、平日の夜間(18:30～20:30)1回、日曜日の午後(13:30～16:00)に開催。<br>会場は、利便性の高い駅付近の公共施設や利用者の多い図書館にて実施することとした。   |
| 和歌山         | ○                     |                        |                                |                            |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             | ○                 |          |  |
| 鳥取          | ○                     |                        |                                | ○                          |          | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        | ・懸垂幕及び横断幕によるPR<br>・周知ステッカーの配布  |
| 島根          | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        |  |
| 岡山          |                       |                        |                                |                            |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             | ○                 | ○        |  |
| 広島          |                       |                        | ○                              | ○                          |          |                |                | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        |  |
| 山口          |                       |                        |                                |                            |          |                |                | ○             | ○            | ○                             | ○                 | ○        |  |
| 徳島          | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             | ○                 | ○        | 県内の高校、専門学校、大学に在学中の方を対象にPRポスターの募集をし、10月中に最優秀作品の選定及び表彰を行う予定。   |
| 香川          | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          |                |                | ○             | ○            | ○                             | ○                 | ○        | ・今年度より、希望者に対してオンライン相談を実施する。  |
| 愛媛          | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        |  |
| 高知          | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        | ・昨年度に引き続きデジタルサイネージを広報媒体として利用することとしている。   |
| 佐賀          | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        | ・ウェブ広告の掲載 ・外国人向けの広報用チラシ作成<br>・一般県民向けの労働委員会広報動画作成   |
| 長崎          | ○                     |                        |                                |                            |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        | ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面談による相談の規模を縮小し、電話での相談を主として実施する。<br>・チラシの新聞折込を行う地域を拡大。<br>・チラシを両面印刷にし、表面に休日労働相談の案内を掲載し、裏面に労働委員会制度の説明を掲載。  |
| 熊本          |                       |                        |                                | ○                          |          |                |                | ○             | ○            | ○                             |                   |          |  |
| 大分          | ○                     |                        |                                | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        |  |
| 宮崎          | ○                     |                        |                                | ○                          |          | ○              | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   | ○        | 特になし   |
| 鹿児島         | ○                     |                        | ○                              | ○                          |          |                | ○              | ○             | ○            | ○                             |                   |          |  |
| 沖縄          |                       |                        | ○                              | ○                          |          |                | ○              |               | ○            | ○                             |                   |          | ・県政広報番組「うまちゃんひろば」で「労働委員会のあっせん制度について」をテーマに放送(令和2年8月8日、9日)   |
| 合計          | 25                    | 4                      | 19                             | 28                         | 1        | 12             | 34             | 36            | 42           | 41                            | 13                | 25       |  |

※1 労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等の主な日程等については別紙参照。

【東京都、兵庫県、福岡県、神奈川県、大阪府を除く】

※2 SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。(例:Twitter、Facebook)

## 「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて実施する労働相談会、街頭宣伝活動の一覧

| 労働委員会 | 労働相談会   |  | 街頭宣伝活動                 |  | 出前講座、セミナーなどのイベント開催   |
|-------|---|--|------------------------|--|--|
|       | 開催予定日   | 開催予定場所   | 実施予定日                  | 実施予定場所                                       |  |
| 北海道   |   |  | 10/3                   | 札幌駅前通地下歩行空間                                  | 【出前講座】10月下旬：札幌市民交流プラザ<br>【PR/パネル展】10/3：札幌駅前通地下歩行空間   |
| 青森    | 10/6<br>10/11<br>10/18<br>10/25                 | 青森県労働委員会<br>弘前文化センター(弘前市)<br>ユードリー(八戸市)<br>青森県労働委員会                    |                        |  |  |
| 岩手    | 10/4<br>10/30<br>10/31<br>10/31                 | アイーナ<br>朝日生命盛岡中央通ビル3階(労働委員会委員室)<br>あずもあ遠野(遠野市)<br>宮古市市民交流センター(宮古市)     | 10/4<br>10/31<br>10/31 | アイーナ<br>あずもあ遠野(遠野市)<br>宮古市市民交流センター(宮古市)      |  |
| 宮城    |   |  |                        |  |  |
| 秋田    |   |  |                        |  |  |
| 山形    | 10/11<br>10/11<br>10/25<br>10/25                | アクティー米沢(米沢市)<br>鶴岡市勤労者会館(鶴岡市)<br>大手門ハルズ(山形市)<br>最上広域交流センター(新庄市)        |                        |  | 【出前講座】10/8：山形県立米沢女子短期大学、<br>10/29：山形県立庄内農業高等学校   |
| 福島    | 10/18<br>10/18                                  | マイタウン白河(白河市)<br>県会津若松合同庁舎(会津若松市)                                       |                        |  |  |
| 茨城    | 10/1<br>10/15<br>10/29                          | 鉾田合同庁舎(鉾田市)<br>労働委員会事務局(水戸市)<br>土浦合同庁舎(土浦市)                            |                        |  |  |
| 栃木    |   |  |                        |  |  |
| 群馬    |   |  |                        |  | 【出前講座】10月：高崎経済大学(オンライン)  |
| 埼玉    |   |  |                        |  |  |
| 千葉    | 10/17<br>10/31                                  | 労働委員会<br>フェスティバル(船橋市)  |                        |  |  |
| 新潟    | 10/10<br>10/11                                  | 長岡会場<br>新潟会場   |                        |  | 【出前講座】11/4：小千谷西高校(小千谷市)、<br>12/16：村松高校(五泉市)  |
| 山梨    | 9/23<br>10/10<br>10/10<br>10/28                 | 県立図書館<br>ラザウォーク甲斐双葉(甲斐市)<br>河口湖ショッピングセンターBELL(富士河口湖町)<br>県立図書館         | 10/10<br>10/10         | ラザウォーク甲斐双葉(甲斐市)<br>河口湖ショッピングセンターBELL(富士河口湖町) | 【パネル展】10/10：ラザウォーク甲斐双葉(甲斐市)、<br>河口湖ショッピングセンターBELL(富士河口湖町)、<br>10/13～10/25：県立図書館<br>【出前講座】11/25：ひばりが丘高校 |
| 長野    |   |  |                        |  |  |
| 静岡    |   |  |                        |  | 【セミナー】10/8：静岡県庁(静岡市葵区追手町)  |
| 富山    | 10/16   | 富山県労働委員会労働相談室  |                        |  |  |
| 石川    | 10/21   | 石川県職業能力開発プラザ(金沢市)  |                        |  | 【セミナー】10/2：石川県庁(金沢市)   |
| 福井    | 10/4<br>10/18<br>10/27                          | アオッサ(福井市)<br>市民プラザたけふ(越前市)<br>福井市順化公民館                                 |                        |  |  |
| 岐阜    |   |  |                        |  |  |
| 愛知    |   |  |                        |  |  |
| 三重    |   |  |                        |  |  |
| 滋賀    | 10/9<br>10/10<br>10/17<br>10/23<br>10/27        | 滋賀県庁<br>県消費生活センター(彦根市)<br>県男女共同参画センター(近江八幡市)<br>滋賀県庁<br>市民交流プラザ(草津市)   |                        |  | 【出前講座】開催日未定：滋賀大学(彦根市)  |
| 京都    |   |  |                        |  |  |
| 奈良    | 10/8<br>10/11<br>10/25                          | 奈良商工会議所(奈良市)<br>奈良県産業会館(大和高田市)<br>県立図書情報館(奈良市)                         |                        |  | 【パネル展】10/20～10/25：県立図書情報館  |
| 和歌山   | 10/10   | イオンモール和歌山  |                        |  |  |
| 鳥取    | 10/25<br>10/25<br>10/25                         | 県民ふれあい会館(鳥取市)<br>倉吉未来中心(倉吉市)<br>西部総合事務所(米子市)                           |                        |  |  |
| 島根    | 10/31   | くにびきメッセ  |                        |  | 【パネル・書籍展】10/2～11/4：鳥根県立図書館   |
| 岡山    |   |  |                        |  |  |
| 広島    |   |  |                        |  | 【出前講座】10/27：広島弁護士会館  |
| 山口    |   |  |                        |  |  |
| 徳島    | 10/4<br>10/8<br>10/15<br>10/25<br>10/29         | 阿南ひまわり会館(阿南市)<br>徳島県庁<br>徳島県庁<br>美馬市地域交流センター(美馬市)<br>徳島県庁              |                        |  | 【パネル展】10/19～10/30：徳島県庁1階県民ホール  |
| 香川    | 10/12～13<br>10/14<br>10/15<br>10/16<br>10/17～18 | 香川県庁<br>丸亀市役所(丸亀市)<br>香川県三豊合同庁舎(観音寺市)<br>さぬき市役所(さぬき市)<br>香川県社会福祉総合センター |                        |  | 【パネル・ポスター展】10/12～16：香川県庁   |
| 愛媛    | 10/8<br>10/15<br>10/23                          | 労働委員会(夜間電話相談(職員))<br>労働委員会(夜間電話相談(職員))<br>労働委員会(委員専門相談員)               |                        |  | 【セミナー】開催日未定：松山大学(松山市)  |
| 高知    | 10/30   | 高知県庁舎4階  |                        |  | 【パネル展】10/5～14：高知県庁本庁舎ロビー、<br>10/15～28：オーテピア高知図書館   |
| 佐賀    | 10/26～11/1                                      | 労働委員会室   |                        |  | 【パネル展】10/6～10/9：アバンセ   |
| 長崎    | 10/11<br>10/25                                  | 長崎県庁(電話相談のみ)<br>長崎県庁(面談・電話相談)  |                        |  |  |
| 熊本    |   |  |                        |  |  |
| 大分    | 10/1～10/7<br>10/22                              | 労働委員会事務局執務室<br>J.COMホルトホール大分   |                        |  |  |
| 宮崎    | 10/10～10/16                                     | 労働委員会事務局   |                        |  |  |
| 鹿児島   | 10/17<br>10/20<br>10/27                         | 鹿児島市勤労者交流センター<br>指宿市役所(指宿市)<br>鹿児島県庁                                   |                        |  | 【出前講座】10/27：鹿児島大学(鹿児島市)  |
| 沖縄    |   |  |                        |  | 【出前講座】7/1：那覇工業高校、7/13：北部農林高校、<br>10月中：コザ高校<br>【セミナー】9/23：産業支援センター                                      |

\*各催しの詳細については、当該労働委員会にお問い合わせください。労働委員会の一覧は中央労働委員会ホームページ「都道府県労働委員会」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/chuho/chihou/pref.html>

## 「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

中央労働委員会及び都道府県労働委員会では、集团的労使紛争、個別労働紛争に関する制度と、これらの紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、労使関係者の関心が高いテーマの基調講演、②パネルディスカッション等、などを内容とするセミナーを全国各地で開催しております(参加無料・要予約)。月間中(11月を含む。)に開催される予定のものは次のとおりです。

| 開催地          |     | 北海道地区                                     | 関東地区  | 近畿地区  |  | 四国地区                               |
|--------------|-----|---|---|---|--|------------------------------------|
|              |     | 札幌市                                       | 千葉市   | 大阪市   | 京都市  | 徳島市                                |
| 開催日          |     | 10月12日(月)                                 | 10月28日(水)                                     | 10月7日(水)                                      | 11月中旬<br>又は11月下旬   | 10月23日(金)                          |
| 会場           |     | かでの2・7                                    | 千葉大学<br>けやき会館                                 | エルおおさか  | 同志社大学<br>今出川校舎   | 徳島シビックセンター                         |
| 基調講演         | テーマ | 賃金に関する基本問題～最新の法改正や新型コロナウイルス感染症への対応を交えて～   | 「同一労働同一賃金」と均衡待遇の問題～立法のいきさつ、判例解説～              | フランチャイジーの労働者性                                 | ①フリーランス人材を巡る問題・退職後の守秘義務・競業を巡る問題<br>②正社員・契約社員間における基本給・賞与格差の不合理性 | 中央労働委員会における労働事件について～審査経験から～        |
|              | 講師  | ○原昌登氏<br>中央労働委員会東日本区域地方調整委員、成蹊大学法学部法律学科教授 | ○皆川宏之氏<br>中央労働委員会東日本区域地方調整委員、千葉大学大学院社会科学研究院教授 | ○水島郁子氏<br>中央労働委員会西日本区域地方調整委員、大阪大学大学院高等司法研究科教授 | ○土田道夫氏<br>京都府労働委員会公益委員、同志社大学法学部教授                              | ○畠山稔氏<br>中央労働委員会会長代理<br>元東京高等裁判所判事 |
| パネルディスカッション等 | 内容  | 事例発表<br>「道内における労働問題について」                  | 「同一労働同一賃金」と均衡待遇の問題～均等均衡待遇の確保を考える～             | パネルディスカッション                                   | パネルディスカッション  | 公益・労働者・使用者委員による紛争解決事例の検討           |
| 参加者予定数       |     | 500名                                      | 300名  | 200名  | 200名   | 100名                               |

※ なお、12月以降も、開催予定のある地区があります。

※ 各セミナーの詳細は、中央労働委員会ホームページの「労使関係セミナーの御案内」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

## 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る SNS 情報発信イメージ

【10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です】

職場のトラブルを解決するために、設けられた道府県労働委員会。本日より3日間、解決事例をマンガでご紹介します。本日は、#配置転換 に関するトラブルです。

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/index.html>

### 転居を伴う異動が解決したケース

### 個別的労働紛争のあっせんの進め方

個別的労働紛争事例①



労使の紛争が発生  
(自主解決が困難)

労働委員会へ  
あっせん申請

あっせん員による  
事情聴取

あっせんの実施  
(あっせん案の提示)

拒否

打ち切り

受諾

解決



(参考1)

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱（抄）

平成 21 年 4 月 23 日  
全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

1 名称

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間

2 趣旨

企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。

これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。

3 実施機関

中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会

4 実施期間

10月の1か月間

5 実施内容

実施機関が行っている事業について、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。

6 主な実施事項例

- (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
- (2) 各地域におけるイベント等の開催
- (3) マスメディアを活用したPRの実施
  - ・ 月間に関する報道発表
  - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等
- (4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。

7 全労委による関係機関に対する協力要請

全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に係る機関に対して協力要請を行う。

8 月間実施上の留意事項

より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

注：「全国労働委員会連絡協議会」は、中央労働委員会と47の都道府県労働委員会によって構成されている。

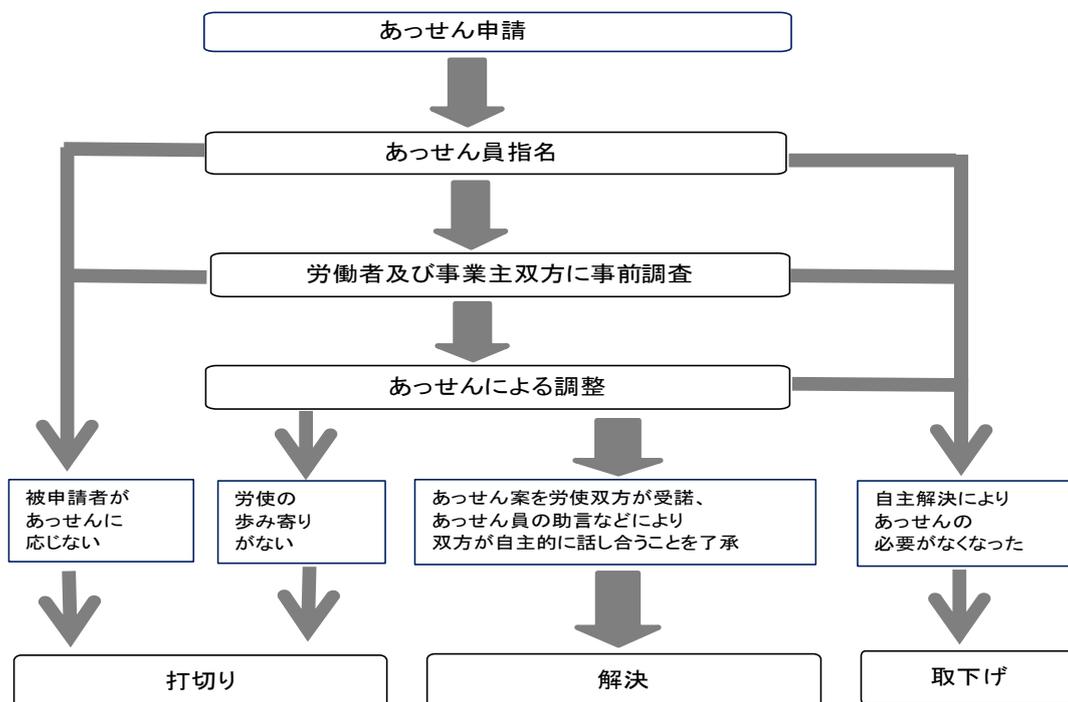
## 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇い止め、パワハラ等のトラブルを、労働問題の専門家である「あっせん員」（公労使三者構成）が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、44 都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く道府県）で設けられています。

### 1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続きは、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側（弁護士など）、②労働者側（労働組合役員など）、③使用者側（会社役員経験者など）を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 処理に要した期間は42.2日で、1か月以内が41.3%、2か月以内では82.5%であり（平成29年度実績）、迅速な処理を行っています。

#### 【個別労働紛争のあっせんの流れ】



### 2 他の個別労働紛争処理機関と比較した場合の特色

他の個別労働紛争処理機関と比較すると、労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせんには、学識経験者である公益委員だけでなく、労使の委員も加わっています。このため、労使それぞれの立場を理解した方に相談し、アドバイスを受けることが可能となっており、安心して利用できます。また、知識経験や代理人を依頼する資力に乏しい労働者でも利用しやすいものです。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。

○ 労働委員会における労働紛争解決事例に関する詳しい情報は、中央労働委員会ホームページの「労働紛争の調整事例と解説」コーナーをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/> または

中労委

検索 